

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

総合健康診断業務

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 東京国税局所管の契約担当官、支出負担行為担当官及び財務省共済組合東京国税局支部長との契約に関して、過去5年間において、契約条項違反又は重大なる過失若しくは不平等により契約履行に支障を来たしたことがなく、経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。
- (5) 健康診断に関する法令及び規則を遵守できる者であること。
- (6) 仕様書「5 受託者の要件」を遵守できる者であること。

3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所 〒104-8449 東京都中央区築地5-3-1
東京国税局 総務部 会計課（1階 127号室）
【電話】03-3542-2111 内線2236 【担当】水谷 康太
- (2) その他 詳細は「公募実施要領」による。

4 申込書提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和6年3月29日（金）16時00分
- (2) 提出場所 〒104-8449 東京都中央区築地5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2階 210号室）

5 契約書作成の要否

作成を要する。

6 申込書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した申込書は、無効とする。

以上公告する。

令和6年3月8日

東京都中央区築地5-3-1
支出負担行為担当官
東京国税局総務部次長 森本 健夫